

## 議案第 28 号

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市民会館条例の一部を改正する条例  
甲府市市民会館条例（昭和 37 年 7 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の表千塚市民会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

千塚市民会館を廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。